

## 地域別最低賃金と生活保護との比較について

### 1. 最低賃金決定の仕組

(1) 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条において、

- ① 労働者の生計費
- ② 企業の賃金支払能力
- ③ 労働者の賃金状況

を総合的に勘案して定められるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(2) これらの考慮要素をもとに、公労使の3者で構成される中央最低賃金審議会で審議を行い、最低賃金の引き上げ額の目安を決定する。この目安をもとに地方最低賃金審議会での調査審議を行い、最低賃金額の決定がなされる。

### 2. 最低賃金と生活保護の比較方法について

地域別最低賃金と生活保護とでは単純な比較は行えず、その比較方法については、公労使委員の議論のもと、中央最低賃金審議会で決定している。

### 3. 最低賃金と生活保護の乖離が生じている6都道県における、生活扶助基準の引き下げを受けての今後の乖離額の推計について

(1) 乖離額の推計を行うことは、下記(2)の理由により本来的には困難である。

(2) 平成 25 年度以降の生活保護と最低賃金の比較の推計を行うためには

(i) 平成 25 年度以降の最低賃金額及び(ii)平成 23 年度以降の生活保護水準が必要となる。

しかし、(i)については、最低賃金審議会における公労使の審議を経て決定するものであり、その推計は、最低賃金審議会への影響を考えれば、適当ではない。また、(ii)を把握するための住宅扶助実績が明らかになっていない。  
※住宅扶助実績値が把握できるのは、審議年度の 2 年度前の数値

(3) 上記のとおり、推計は困難であるが、

- ・最低賃金額の引き上げ率が①0%②1%③2%④3%のケースを想定し、
- ・住宅扶助実績値等の変化率を過去のトレンドと同様であると仮定し、
- と機械的に推計した場合の結果は別紙の通りとなる。

### 4. 生活扶助基準の引き下げによる最低賃金への影響について

最低賃金の決定に当たっては、生活保護水準との整合性のみではなく、上記②企業の賃金支払能力③労働者の賃金状況の要素も総合的に考慮した上で、決定されるものであるため、生活扶助基準額の見直しが機械的に最低賃金に影響を及ぼすものではない。

① 仮定を置いた上で、最低賃金と生産率の乖離額の機械的推計  
 (最低賃金の上昇率が0%のケース)

○以下の前提のもと、仮定を置いた上で機械的に平成25年度以降の最低賃金と生活保護の乖離額の推計を行った。  
 ●最低賃金の水準＝最低賃金扶助基準（2年度前）  
 ●生活保護の水準＝生活扶助水準（2年度前）  
 ●最低賃金と生活扶助水準との差額（2年度前）  
 ●可処分所得率（2年度前）  
 ●最低賃金の引上げ額（2年度前）  
 ●上記ににおける最前の生活保護の数値を用いて比較を行っている。

- 推計に当たつては以下の推計値を使用している。
  - ・生活保護基準：平成20年度以降の物価の動向を勘案して平成25年度以降の水準を推計
  - ・扶助水準：平成19年度から平成23年度（約+3.32%）を用いて平成23年度以降の水準を機械的に推計
  - ・住宅扶助水準：平成24年度の最低賃金額から変更がないものと仮定
  - ・可処分所得率：平成19年から平成24年度までの可処分所得率の変化率の平均値（約-0.39%）を用いて平成25年度以降の水準を機械的に推計

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額
北海道	719	16	23	31	33	33	33	33	33	16	19	19
宮城	685	9	15	23	18	18	13	13	13	8	8	8
東京	850	7	17	29	24	24	19	19	19	15	15	15
神奈川	849	5	16	29	24	24	20	20	20	16	16	16
大阪	800	1	10	20	15	15	7	7	7	△ 1	△ 1	△ 1
島根	719	3	11	19	13	13	7	7	7	7	7	2

(注) 繼掛けは当該年度の最低賃金と生活保護との乖離が生じている年である。

## 仮定を置いた上での、最低賃金と生活保護の乖離額の機械的推計 ② (最低賃金の上昇率が1%のケース)

- 以下の前提のもと、仮定を置いた上で機械的に平成25年度以降の最低賃金と生活保護の乖離額の推計を行った。
  - ・最低賃金の水準＝最低賃金額（2年度前）×可処分所得率（2年度前）×17.3.8時間
  - ・生活保護の水準＝生活扶助基準（2年度前）+住宅扶助水準（2年度前）
  - ・上記について比較を行った上で、前年度と当年度における最低賃金の引上げ額を控除した。
  - ※ 最低賃金と生活保護の乖離額を用いて比較を行っている。

- 推計に当たっては以下の推計値を使用している。
  - ・生活扶助基準：生活保護基準部会の検証結果及び平成20年度以降の物価の動向を勘案して平成25年度以降の水準を推計
  - ・住宅扶助水準：平成19年度から平成22年度までの住宅扶助実績の変化率の平均値（約+3.32%）を用いて平成23年度以降の水準を機械的に推計
  - ・最低賃金額：毎年1%ずつ最低賃金額が改定されると仮定して平成25年度以降の水準を機械的に推計
  - ・可処分所得率：平成19年から平成24年度までの可処分所得率の変化率の平均値（約-0.39%）を用いて平成25年度以降の水準を機械的に推計

都道府県	平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	最低賃金額	生活保護水準との乖離額					
北海道	719	16	17	19	△3	△12	△28
宮城	685	9	8	11	△3	△16	△28
東京	850	7	8	11	△3	△16	△30
神奈川	849	5	8	12	△2	△15	△29
大阪	800	1	4	4	△11	△26	△41
広島	719	3	5	5	△8	△22	△35

(注)網掛けは当該年度の最低賃金と生活保護との乖離が生じている年である。

### 仮定を置いた上で、最低賃金と生活保護の乖離額の機械的推計 ③ (最低賃金の上昇率が2%のケース)

- 以下の前提のもと、仮定を置いた上で機械的に平成25年度以降の最低賃金と生活保護の乖離額の推計を行った。
  - ・最低賃金の水準＝最低賃金額(2年前度) × 可処分所得率(2年前度前) × 173.8時間
  - ・最生活保護の水準＝生活保護基準(2年前度前) + 住宅扶助水準(2年前度前)
  - ・上記について比較を行った上で、前年度と当年度と生活保護の乖離について比較を行っている。

- 推計に当たつては以下の推計値を使用している。
  - ・生活扶助水準：平成19年度から平成22年度までの住宅扶助実績の動向を勘案して平成25年度以降の水準を推計
  - ・住宅扶助水準：平成25年度以降の物価の動向を勘案して平成25年度以降の水準を推計
  - ・最低賃金額：毎年2%ずつ最低賃金額が改定されると仮定して平成25年度以降の水準を機械的に推計
  - ・可処分所得率：平成19年から平成24年度までの可処分所得率の変化率の平均値(約-0.39%)を用いて平成25年度以降の水準を機械的に推計

(単位:円)

都道府県	平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	最低賃金額	生活保護水準との乖離額					
北海道	719	16	△ 2	△ 21	△ 24	△ 44	△ 67
宮城	685	9	△ 1	△ 5	△ 24	△ 45	△ 65
東京	850	7	0	△ 5	△ 28	△ 52	△ 74
神奈川	849	5	△ 1	△ 5	△ 28	△ 51	△ 73
大阪	800	1	△ 6	△ 12	△ 37	△ 60	△ 84
広島	719	3	△ 3	△ 10	△ 32	△ 53	△ 74

(注)網掛けは当該年度の最低賃金と生活保護との乖離が生じている年である。

	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額				
北	△ 9	△ 2	△ 2	△ 21	△ 44	△ 67
海	△ 1	△ 5	△ 5	△ 24	△ 45	△ 65
道	0	△ 5	△ 5	△ 28	△ 52	△ 74
宮	△ 1	△ 5	△ 5	△ 28	△ 51	△ 73
東	△ 6	△ 12	△ 12	△ 37	△ 60	△ 84
神	△ 3	△ 10	△ 10	△ 32	△ 53	△ 74
大						
広						

## 仮定を置いた上で、最低賃金と生活保護の乖離額の機械的推計 ④ (最低賃金の上昇率が3%のケース)

- 以下の前提のもと、仮定を置いた上で機械的に平成25年度以降の最低賃金と生活保護の乖離額の推計を行った。
- ・最低賃金の水準 = 最低賃金額（2年度前）×可処分所得率（2年度前）×173.8時間
- ・生活保護の水準 = 平成19年度から平成22年度までの住宅扶助水準（2年度前）+住宅扶助水準（2年度前）+住宅扶助水準（2年度前）+住宅扶助水準（2年度前）
- ・上記について比較を行った上で、前年度と当年度における最低賃金の引上げ額を控除した。
- ※ 最低賃金と生活保護の乖離について、各年度の2年度前の数値を使って比較を行っている。

- 推計に当たつては以下の推計値を使用している。
  - ・生活扶助基準：平成19年度から平成22年度までの検証結果及び平成20年度以降の物価の動向を勘案して平成25年度以降の水準を推計
  - ・住宅扶助水準：平成扶助水準に機械的に推計
  - ・水準を機械的に推計
  - ・最低賃金額：毎年3%ずつ最低賃金額が改定されると仮定して平成25年度以降の水準を機械的に推計
  - ・可処分所得率：平成19年から平成24年度までの可処分所得率の変化率（約-0.39%）を用いて平成25年度以降の水準を機械的に推計

5

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額	最低賃金額	生活保護水準との乖離額	生活保護水準との乖離額
北海道	719	16	△ 13	△ 44	△ 44	△ 44	△ 76	△ 76	△ 76	△ 107	△ 107	△ 107
宮城	685	9	△ 6	△ 19	△ 47	△ 47	△ 74	△ 74	△ 74	△ 102	△ 102	△ 102
東京	850	7	△ 9	△ 23	△ 56	△ 56	△ 89	△ 89	△ 89	△ 122	△ 122	△ 122
神奈川	849	5	△ 9	△ 22	△ 55	△ 55	△ 88	△ 88	△ 88	△ 121	△ 121	△ 121
大阪	800	1	△ 14	△ 29	△ 62	△ 62	△ 94	△ 94	△ 94	△ 128	△ 128	△ 128
広島	719	3	△ 11	△ 25	△ 55	△ 55	△ 85	△ 85	△ 85	△ 114	△ 114	△ 114

(注)網掛けは当該年度の最低賃金と生活保護との乖離が生じている年である。

## 諸外国の公的扶助制度の比較

平成25年2月5日  
厚生労働省社会・援護局保護課

各国の制度	フランス 積極的連帯所得 (RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
対象者	18歳～64歳 ※2010年9月に、25歳以上の者から18歳以上の者に改正	生活に困窮する者 (年齢制限なし)	18歳～64歳	16歳～59歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)
給付制度受給者の割合	2.4%	0.4%	4.1%	2.6%	1.6%
(注)	※人口:6245万人 (2009年) ※受給者数:148.3万人 (2009年)	※人口:8247万人 (2008年) ※受給者数:32.5万人 (2008年末)	※人口:916万人 (2007年) ※受給者数:37.9万人 (2007年)	※人口:6240万人 (2011年) ※受給者数:161.1万人 (2011年;暫定値)	※人口:12753万人 (2012年10月1日) ※受給者数:214万人 (2012年10月)

(資料出所)野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)  
厚生労働省大臣官房国際課「2008年～2009年海外情勢報告」「2010年～2011年海外情勢報告」  
UN, World Population Prospects: The 2010 Revision  
Benefit Expenditure Tables, DWP

※ フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」が「ひとり親手当(API)」などとともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

# 民主党政権（平成21年9月～平成24年12月） で実現された格差是正策

	開始時期
生活保護の母子加算の復活	平成21年12月
雇用保険の適用拡大	平成22年4月
住宅手当制度の拡充	平成22年4月
高校の無償化	平成22年4月
児童扶養手当の父子家庭への適用拡大	平成22年8月
求職者支援制度の創設	平成23年10月
年金生活者支援給付金の支給	平成27年10月 (消費税の引き上げと連動) (法律は平成24年11月成立)
短時間労働者への社会保険の適用拡大	平成28年10月 (法律は平成24年8月成立)

## 生活保護の世帯類型別世帯数及び構成割合

	一般世帯 (注1)	生活保護世帯	構成割合
総 数	100.0%	1,492,396世帯	100.0%
高齢者世帯	20.5%	636,469世帯	42.6%
母子世帯	1.6%	113,323世帯	7.6%
その他世帯	不明	253,740世帯	17.0%

資料：平成23年国民生活基礎調査、平成23年度福祉行政報告例

注1) 国民生活基礎調査には、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

	一般	生活保護受給者	生活保護受給者数 (に対する割合)
総 数	1億2779万9千人	1,876,700	100.0%
傷病者数 (※1)	860万1500人	571,770人	30.5%
障害者数 (※2)	744万3千人	310,090人	16.5%

資料：平成23年人口推計（総務省）、平成23年患者調査（厚生労働省）、障害者白書平成24年版（内閣府）

（生活保護受給者） 平成22年被保護者全国一斉調査

(※1) 傷病者数： (一般) 推計患者数 (860万1500人 総人口に対する割合6.7%)、(生保) 傷病のある者数

(※2) 障害者数： (一般) 障害者数 (推計) (744万3千人 総人口に対する割合5.8%)、(生保) 障害のある者数

## 被保護母子世帯と一般母子世帯の比較

(単位: %)

		一般母子世帯	被保護母子世帯
就業状況	仕事あり	84. 5	46. 4
(無職の母親) 仕事に就けない理由	健康に自信がない	43. 8	70. 4
(無職の母親) 健康状態	よくない・あまりよくない	34. 1	65. 0
(無職の母親) こころの状態	K6平均点 (高いほどストレスが大きい)	7. 2	11. 1
母親の状況	正規雇用	33. 2	1. 0
雇用形態	非正規雇用	48. 2	88. 4
(自覚症状のある母親) 最も気になる症状	眠れない	2. 6	12. 3
(通院中の母親) 最も気になる傷病	うつ病、こころの病気	8. 7	35. 0
悩みやストレスの有無	あり	72. 3	85. 0
悩みやストレスの相談先	友人・知人 相談できない	60. 1 8. 4	52. 2 17. 9
(20歳以上女性)			
DV経験及び被害の有無	DV経験あり うち健康被害あり	33. 2 34. 8	68. 1 77. 5
(自覚症状のある子ども) 最も気になる症状	眠れない 頭痛	0. 8 3. 2	3. 6 7. 5
子どもの状況	うつ病、こころの病気	1. 5	9. 6
(通院中の子ども) 最も気になる傷病	よい・まあよい	58. 7	43. 3
(6歳以上の子ども) 健康状態	あり	44. 2	65. 5
状況	K6平均点 (高いほどストレスが大きい)	2. 8	4. 6
家計・生活意識	可処分所得(年額)	(第IV・五分位) 236. 6万円	264. 4万円
貯蓄の状況	貯蓄あり	70. 8	29. 4
生活意識	大変苦しい・やや苦しい	86. 3	76. 4

(資料)一般母子世帯:平成19年国民生活基礎調査特別集計

被保護母子世帯:平成21年生活保護母子世帯調査

厚生労働省提出資料